

市立小中学校在籍児童・生徒の保護者様

調布市教育委員会

令和7年度学校給食費について（お知らせ）

日頃から、調布市立学校の学校給食運営に御理解・御協力いただきありがとうございます。
 令和7年度の学校給食費につきまして、保護者の皆様の経済的負担を軽減するとともに、学校教育活動の一環として実施される学校給食を安定的に提供し、児童・生徒の心身の健全な発達とさらなる食育の推進を図るため、東京都の補助事業を活用して、市立学校の給食費を全額公費により負担します。

記

1 令和7年度給食費（公費負担分）

(1) 小学校給食費

区 分	1食単価
低学年（1・2年生）	305円
中学年（3・4年生）	317円
高学年（5・6年生）	330円

(2) 中学校給食費

区 分	1食単価
全学年	390円

※年間給食回数は校外学習等により学校毎に異なります。

※給食費は、今般の物価高騰を踏まえて算出しています。

2 学校給食代替弁当補助金について

食物アレルギー等の理由により、学校給食の提供を受けることができない児童につきましては、学校給食の代替として、弁当対応で経費を負担した保護者に対し、給食費相当額を補助する制度がありますので、該当する方は在籍校にお申し出ください。

※給食停止届の提出が必要となります。

※牛乳のみ喫食している等、一部でも学校給食の提供を受けている場合は、補助の対象外となります。

※学校給食の代替として学校に弁当を持参した回数に、上記の1食単価を乗じた額を補助します。

3 問合せ 調布市教育委員会学務課保健給食係 電話 042-481-7476

メールアドレス gakumu@city.chofu.lg.jp

（裏面あり）

調布市の学校給食について

1 調布市の学校給食

調布市は、市立小学校20校、市立中学校8校のすべての学校で児童・生徒を対象に学校給食を提供しています。

小学校は各校に給食室が整備された自校方式、中学校は近隣の小学校が調理業務等を行い、中学校に配送する親子方式を採用しています。

小学校栄養士が、年中行事や四季折々の旬の食材にちなんだ献立の作成、食材の調達に加え、中学校の学校栄養士とともに給食の時間を活用した食育の推進にも取り組んでいます。

こうした学校給食の運営体制の下、「調布市学校給食物資食材取扱基準」に基づく安全な食材を使用し、とりわけ調布市産の地場野菜等を積極的に取り入れ、半加工品などは使用することなく、カレーのルーなどは手作りを大切に、だしはかつお節、鶏ガラ、豚骨などを使用しています。

2 食物アレルギー対応

市立学校では、学校生活管理指導表（医師の診断）に基づき、学校の状況に応じた給食の対応を行っています。給食以外でも食物の摂取や接触の機会がありますので、食物アレルギーがある場合は必ず学校にお申し出ください。

3 衛生管理

- (1) 「学校給食衛生管理基準（文科省）」に基づき、栄養士、調理従事者の腸内細菌検査及び健康観察を行っています。
- (2) 食材及び調理器具等の細菌検査を実施し、学校給食の安全性を確保しています。
- (3) 児童・生徒には、感染症拡大防止の観点から、特に給食の前に正しい手洗いの指導を行っています。体調がよくない場合などは、担任に申し出て給食当番を控えるようお願いします。

4 その他

- (1) 児童・生徒用の給食白衣・エプロンは、市教育委員会から各学校に貸与し児童の間で共用しています。当番時のマスクの持参や、週末の給食用白衣・エプロンの洗濯等については、ご家庭の協力をいただきますようお願いします。
- (2) 近年、各家庭で洗濯した際の柔軟剤等の香りに対する不安の声が増えてきていることを踏まえ、市教育委員会では、現状の給食白衣の共用を基本としつつ、希望者は個人所有のもの持参も可能とします。

なお、共用の給食用白衣などを洗濯する際は、柔軟剤等、香りの強いものの使用は、可能な限り控えていただくようご配慮をお願いします。

今後も市教育委員会は、学校とともに更なる学校給食の充実に向け取り組んで参ります。

学校給食の運営に関して御不明な点などがございましたら、各学校又は学務課保健給食係までご相談ください。